

(参考様式第9号の2)

令和8年度(第37期)支援業務に係る事業計画

2026年10月1日から2027年9月30日まで

ホームネット株式会社

1 事業実施の方針

毎週月曜・水曜の9:00～18:00にフリーダイヤルで入居相談を受け付け、丁寧なヒアリングを実施しています。当法人で住まい探しを行う方に対しては、不動産管理会社向けに提供している「単身高齢者向け見守りサービス」の加盟店ネットワークを活用して物件照会を行い、紹介可能な物件とのマッチングを行います。

相談窓口の利用者に限らず、加盟不動産店で部屋を探す単身高齢者等が本サービスに加入することで、年齢等を理由に入居を断られることなく成約に至るケースも増えており、居住支援の裾野拡大につながっております。

今後は、従来の見守りサービス「見まもっTELプラス」「HNハローライト」に加え、スマホアプリを活用した新サービス「GOOSE」を展開し、連携する不動産管理会社や居住支援法人のネットワークをさらに拡大してまいります。

また、居住支援協議会が主催する会議や研修会等にも積極的に出席し、関係機関との連携強化を図ります。当法人での対応が困難な相談を受けた際には、適切な居住支援法人をご案内できる体制を整えます。あわせて、他機関にも当法人をご活用いただくことで、相互のリスクや負担の軽減に努めてまいります。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	対象者の範囲及び 予定人数	事業費 の予算 額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	予定なし				
法第62条第二号に掲げる業務	相談専用フリーダイヤルを設置し不動産店と連携 ・受付日時：月曜・水曜9:00～18:00(祝日を除く) ・相談体制：専門相談員2名(月曜・水曜9:00～18:00)	本社	3名	住宅確保要配慮者(高齢者)6名	33,900

	・窓口の周知方法：当社ホームページ・SNS、役所からの紹介、提携不動産店への周知				
法第62条第三号に掲げる業務	当社の見守りサービス「見まもっ TEL プラス」、「HN ハローライト」、「GOOSE」を活用 対価を得て行う業務は下記の通り。 （１）当該支援業務の内容 ・見まもっ TEL プラス ご利用者様に、電話（音声ガイダンス）にて、週２回、安否確認のご連絡をします。指定のご連絡先に操作結果がメールで通知されます。居室内死亡事故に伴う損失（原状回復費用、残存家財片付け費用）を50万円を上限に補償。 ・HN ハローライト ご自宅のトイレなどの電球を専用のライトに変更し、電球の使用状況を確認し、最終点灯（または消灯）から24時間が経過した場合に限り異常を検知し、利用者へ安否確認を行います。居室内死亡事故に伴う損失（原状回復費用、残存家財片付け費用）を50万円を上限に補償。 （２）対価及び提供の条件 ・見まもっ TEL プラス 初回登録料：10,000 円、月額費用：1,500 円 ・HN ハローライト 初回登録料：12,000 円、月額費用：1,500 円 ※いずれも税別表記 ※いずれも不動産管理会社を通じた申込及び契約、お支払いが条件となります。 ※見まもっ TEL プラスは、安否確認電話への応答に同意いただくことが条件となります。 ※HN ハローライトは、電球が設置でき	本社	3 名	住宅確保要配慮者（高齢者）673 名	上記経費に含む

	るソケットの口金サイズ（E26 か E17）が必要です。				
法 第 62 条 第 四 号 に 掲 げ る 業 務	行政機関や不動産関連団体等と連携した情報収集を行い、賃貸人および賃貸住宅管理事業者に対して以下の情報提供・提案を行うことで、住宅確保要配慮者の受け入れ促進を図ります。	本社	3 名	賃貸人、賃貸住宅管理事業者	上 記 経 費 に 含 む
法 第 62 条 第 五 号 に 掲 げ る 業 務	予定なし				
法 第 62 条 第 六 号 に 掲 げ る 業 務	予定なし				

連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	・県が主催する関連イベント等に積極的に参加し行政および居住支援法人との連携を強化するとともに、協議会委員として参画している 13 区市においては各自治体の実状に応じた提案や連携に取り組む。 ・居住支援協議会等からセミナー等への講師派遣依頼があった際には、可能な限り対応する。
連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	・県が主催する関連イベント等に積極的に参加し行政および居住支援法人との連携を強化するとともに、協議会委員として参画している 13 区市においては各自治体の実状に応じた提案や連携に取り組む。 ・居住支援協議会等からセミナー等への講師派遣依頼があった際には、可能な限り対応する。 ・公式 Facebook 等にて、居住支援に関する取り組みなど情報発信を行う。

人材育成 支援業務に係る 人材の確保及び資 質の向上に関する 取組について記載 してください。	・全国居住支援法人協議会等が実施する研修等への積極的な参加。 ・スタッフ間で、各事例についての対応策や、居住支援協議会関連情報を共有し情報レベルの底上げ、平準化を図る。
--	---

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第62条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第62条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。